

住宅用家屋証明申請書(兼証明書)

(記載例)

令和 年 月 日

東広島市長様

※必要な事項に○をしてください。

租税特別措置法施行令	<input checked="" type="radio"/> 第41条	<input checked="" type="radio"/> (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの ※ 家屋の区分(該当する場合) □ 特定認定長期優良住宅 □ 認定低炭素住宅
		<input type="radio"/> (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの) (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で 宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a)以外

上記の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請者の住所	東広島市西条栄町8番29号			
申請者の氏名	資産税 太郎			
家屋の所在	東広島市西条栄町8番地29			
家屋番号	8番29			
建築年月日	昭和・平成・ <input checked="" type="radio"/> 令和	4 年	4 月	1 日
取得年月日	昭和・平成・令和	年	月	日
取得の原因	(1) 売買		(2) 競落	
備考				
所有者の居住	<input checked="" type="radio"/> (1) 入居済		<input type="radio"/> (2) 入居予定	
床面積	1階部分 100 m ²	1階以外 100 m ²	延床面積 200 m ²	区分建物1棟の延床面積 m ²
種類・構造	木造瓦葺 2階建			
区分建物の耐火性能	(1) 耐火、準耐火建築物		(2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 ((ロ)(a)の場合に記入)	円			
売買価格 ((ロ)(a)の場合に記入)	円			

※添付書類は裏面に記載

申請者

住所 東広島市西条栄町8番29号

又は代理人

氏名 資産税 太郎

上記のとおり相違ないことを証明する

令和 年 月 日

東広島市長

高垣 廣徳

課所長	参事	課長補佐	係長	担当者

添付書類

41条	<p>(イ) (a) : 住民票(又は未入居申立書)・表示登記申請書(又は表示登記済証)・登記平面図 建築確認済証及び検査済証・家屋平面図・委任状(代理人申請の場合)</p> <p>(b) : 上記(a)に加えて、売買契約書(譲渡証明書)・家屋未使用証明書 <【特定認定長期優良住宅】又は【認定低炭素住宅】の場合> 「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」 (変更の認定を受けた場合は、「変更認定申請書の副本」及び「変更認定通知書の写し」)</p>
42条 第1項	<p>(a) : 住民票・全部事項証明書(登記)・売買契約書等・委任状(代理人申請の場合) 増改築等工事証明書、 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書(第7号工事のみ)</p> <p>(b) : 住民票・全部事項証明書(登記)・売買契約書等・委任状(代理人申請の場合) <昭和57年1月1日より前に建築された家屋を取得した場合> 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る 保険付保証明書のいずれかひとつ</p>
<p>※ 抵当権の設定登記の場合 金銭消費貸借契約書等</p>	

(備考)

- 1 (イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)及び(b)のうち該当するものを○印で囲み、該当があれば家屋の区分の□にレ印をすること。
- 2 「建築年月日」の欄は、(b)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお(a)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 抵当権設定の登記のためにこの証明書を必要とする場合には、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 「所有者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 7 「種類・構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得した家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記載された種類、構造を記載すること。
- 8 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、レンガ造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 9 併用住宅で、住宅部分の床面積が延床面積の90%に満たないものについては、専用住宅に該当しません。
- 10 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 11 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。